

すぐに役立つ 新「大山町」暮らしの豆知識

各課の電話番号はこちら

大山町役場 (0859)54 3111
中山支所 (0858)58 6111
大山支所 (0859)53 3311

現在の担当課	新町の担当課	電話番号
総務課	総務課	54 5201
企画財政課	企画情報課	54 5202
住民生活課	住民生活課	54 5210
	税務課	54 5208
地域整備課	地域整備課	54 5203
	水道課	54 5204
産業振興課	産業振興課	54 5205
	観光商工課 (大山支所)	53 3110
出納室	会計課	54 5209
農業委員会事務局	農業委員会事務局	54 5218
議会事務局	議会事務局	54 5213
福祉保健課	福祉保健課	54 5207
人権推進課	人権推進課	54 2286
教育委員会事務局	教育委員会事務局 学校教育課	54 5211
	教育委員会事務局 社会教育課	54 5212

各業務の担当課は変更になっている場合があります

住民票の写し等の休日交付をおこないます

【問い合わせ先】 住民生活課 (54 5208)
合併後は住民生活課または各支所住民課

本人予約、本人受け取りです

本人、または家族の方が、やむをえない事情で、役場の開庁時間内に住民票の写し等が取得できない場合に限り、休日交付を行います。

休日交付を希望される場合は、あらかじめ本人が各担当課に電話予約のうえ、当日交付に必要なものを持って受

け取りに来てください。

また、電話予約をするときは、証明書の種類、請求者の住所、氏名、連絡先、来庁時間を申し出てください。

休日交付の概要

予約期限
休日の前日午後4時まで

発行できる証明書の種類

- 住民票の写し(謄本・抄本)
- 印鑑登録証明書
- 【担当課】住民生活課または各支所住民課
税に関するすべての証明書
- 【担当課】税務課または各支所住民課
農業委員会が発行するすべての証明書
- 【担当課】農業委員会事務局

交付時間

午前8時30分から午後5時

交付取り扱い

本庁・各支所の日直者

持参するもの

印鑑

本人確認ができる、写真入り身分証明書(公的機関が発行したもの)
印鑑登録証明書の場合は印鑑登録証

時間外窓口業務は廃止されます

現在、毎週月曜日の午後5時15分から7時まで、時間外窓口業務をおこなっていますが、合併後はこの制度はなくなります。

町税の口座振替を ご利用の方へ

【問い合わせ先】

住民生活課 (54 5208)

合併後は税務課または

各支所住民課

前納報償金制度がなくなります

新年度から、固定資産税・町県民税の、全期前納による前納報償金制度がなくなります。

全期前納から各期納付へ納付方法の変更を希望される方は、住民生活課口座振替担当へ申し出てください。

再振替はおこないません

新年度から、納期限日に口座振替ができなかった場合、再振替はおこないません。

振替不能通知とともに納付書をお送りしますので、お近くの金融機関または大山町役場会計課、各支所住民課でお支払いください。

3月中旬にお手元に届きます

国民健康保険・老人医療保険・介護保険の被保険者の方や、特別医療などの受給者の方には、新「大山町」の保険証や受給者証を、3月中旬までに郵送でお届けします。

3月下旬になっても新しい保険証等が届かない場合は、福祉保健課(54-5207)へお問い合わせください。

【国民健康保険】

- 国民健康保険被保険者証
- 国民健康保険退職被保険者証
- 国民健康保険高齢受給者証
- 標準負担額減額認定証(現在お持ちの方のみ)

【老人医療保険】

- 老人医療受給者証
- 老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証(対象になる方のみ)

【介護保険】

- 介護保険被保険者証(認定を受けておられる方のみ)
- 介護保険利用者負担額等の減免認定証

- 利用者負担額減額認定証
- 標準負担額減額認定証
- 特定標準負担額減額認定証
- 社会福祉法人等利用者負担減免確認証

【特別医療】

- 特別医療費受給資格証
- 乳幼児医療費受給資格証
- ひとり親家庭等医療費受給資格証
- 重度障害者医療費受給資格証
- 特定疾病医療費受給資格証

ごみの分別と収集方法が変わります

【問い合わせ先】 住民生活課 (54 5210)
合併後は住民生活課または各支所住民課

指定ごみ袋以外は出せません

指定ごみ袋による分別収集をおこないます。ごみはきちんと分別して、決められた日に、決められた場所へ出しください。

これまで、町指定ごみ袋でなくても、同等の大きさ以下の透明または半透明の袋なら収集していましたが、合

分別方法が変わります

新しく、「紙製容器包装」、「生ビン」、「混合粗大ごみ」の分別収集が始まります。詳しくは、3月下旬にお配りする「分別収集の手引き」とポスターでご確認ください。

また、これまでおこなっていた「小型農機具」と「古タイヤ」の収集はなくなります。処理方法については販売店等にご相談ください。

3月20日ごろにお届けします

大山町の指定ごみ袋(可燃用・分別用)は、年1回各世帯の人数に合わせて

て無料配布されます(事業所は除く)。今回は、3月20日ごろまでにお届けできる予定です。